

【総務部】

件名	京都府庁北側駐車場の管理について
申立概要 【受理 23.9.1】	道路に直接面している府庁北側の駐車場を、夜間等府関係者以外の者が使用している。府の許可等を受けていない者が使用しているのであれば、至急是正が必要である。
確認事項	<ul style="list-style-type: none">・北側駐車場は、府が府庁別館の使用を許可した者の車両のみに駐車が認められているもので、一般開放されていません。・夜間等の管理に不十分な点があったことが確認されたため、「指定車以外駐車禁止」の掲示、庁内巡視時の点検等の再発防止対策が開始されていることを確認しました。
結果 (意見・要望) 【通知 23.9.27】	<ul style="list-style-type: none">・夜間や休日の管理をさらに適切に行うために、管理手法の改善に加え、府施設の駐車場のあり方等についても検討を進めるよう求めました。